

## 地域要件の設定について

## 1 地域要件設定の原則

地域要件については、平成18年12月に決定した「入札等制度改革の基本方針」において、以下のとおり原則を定めている。

- ① 入札参加資格者をおおむね50者程度確保するなど、競争性に十分配慮した地域要件を設計金額に応じて設定する。
- ② 地域要件は競争性の確保が図られる範囲内において設定するものとし、県内建設業者育成の観点も踏まえ、県内業者の技術力等で施工可能なものについては、県内業者で対応することを原則とする。
- ③ 業者数が少ない地域においては、一定金額未満の工事について、地域特性、さらには地元業者の施工による住民の安心感・満足感の向上の観点をも考慮し、入札参加資格者を30者程度とするなど地域要件の柔軟な設定にも配慮する。

## 2 現在の設定方法

現在の地域要件は、上記の原則を踏まえ、次の設定方法により区域を設定している。

- ① 地域要件の設定区域を
  - ア 管内 建設事務所管内
  - イ 隣接3管内 建設事務所管内とこれに隣接する3建設事務所の管内
  - ウ 県内 県内全域
  - エ 全国 地域要件を設定しないの4つの範囲に区分し、工事の設計金額に応じて区域が拡大するようにしており、また、県外業者の入札参加は、地域要件を全国とする場合に限っている（県内の支店、営業所等も含む）。
- ② 競争性確保の観点から、おおむね50者程度（少なくとも40者）の入札参加資格者を確保できるように地域要件を設定している。
- ③ 一定金額未満の工事については、管内の業者数が少ない地域においても管内での競争となるよう、入札参加資格者数を30者確保できる場合は管内としている。（該当事例は、1千万円未満の一般土木のみ）

【現行：一般土木】

金額区分	格付要件	地域要件
1億円以上	A	県内
3千万円以上～1億円未満	A・B	隣接3管内
1千万円以上～3千万円未満	A・B・C	隣接3管内
1千万円未満	B・C・D	管内

3 地域要件ごとの入札状況

地域要件毎の入札状況は下記のとおりである。

(H20年11月まで、全工事種別)

地域要件	総件数	落札者	落札件数	割合	落札率
管内	188件	管内業者	188件	100%	82.20%
隣接3管内	785件	管内業者	721件	92%	83.60%
		管外業者	64件	8%	81.57%
県内	376件	管内業者	240件	64%	83.39%
		管外業者	136件	36%	80.81%
全国	125件	管内業者	38件	30%	88.21%
		管外業者	87件	70%	88.55%
合計(平均)	1,474件	-	1,474件	-	83.45%

4 全国の入札参加資格者数の基準 (H20.6月 他県調べ)

条件付一般競争入札において、入札参加資格者数を規定している都道府県は、47団体中41団体であり、その状況は下記のとおりである。

① 平均入札参加資格者数：23.7者

(入札参加資格者数を規定している41団体の平均)

② 内訳：20者：29団体

21者：1団体

30者：9団体

50者：2団体

規定なし：4団体

回答なし：2団体

## 5 全国の地域要件の設定状況（H20.12月 他県調べ）

全国各都道府県の一般土木工事における地域要件の最小単位は、下記のとおりである。（※管内：各県の建設行政の出先機関の管内とする）

- ・県内 1 団体
- ・地域ブロック（管内と県内の間） 5 団体
- ・管内 1 8 団体
- ・管内より最小単位 8 団体
- ・その他 9 団体
- ・無回答 6 団体

## 6 各県の地域要件の設定状況について

条件付一般競争入札において、各県の一般土木工事における地域要件の設定状況は下記のとおりである。

なお、行政組織が各県異なっているため呼び方が違うが、各県の建設行政の出先機関を建設事務所とした。

県名	制度導入時期	最小地域要件 金額範囲	最小地域要件単位
宮城県	平成13年4月	全件	全県1ブロック
	平成18年2月	1億円未満	地域ブロック5地域 (建設事務所は7ヶ所)
長野県	平成16年12月	8千万円未満	地域ブロック4地域 (建設事務所は15ヶ所)
福島県	平成19年4月	1千万円未満	建設事務所管内 (建設事務所数8ヶ所)
宮崎県	平成20年1月	2千万円未満	地域ブロック6地域 (建設事務所数10ヶ所)
和歌山県	平成20年6月	3千万円未満	建設事務所管内 (建設事務所数9ヶ所)

\*制度導入時期は、条件付一般競争入札を実施した時期である。